

昭和五十三年運輸省令第二十五号

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行規則

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）を実施するため、新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行規則を次のように定める。

（公告）

第一条 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号。以下「法」という。）第三条第二項の規定による公告は、官報又は新聞紙に掲載することにより行うものとする。

（証明書）

第二条 法第六条第二項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年一月二十九日運輸省令第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成十六年三月二二日国土交通省令第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第十一条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（令和六年三月二九日国土交通省令第二六号）抄

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別記様式（第二条関係）

(表)

第 _____ 号
官職 _____
氏名 _____
成田国際空港の安全確保に関する 緊急措置法第6条第2項の職員の証
国土交通大臣 印
年 月 日 発 行 年 月 日 限 有 効

別記様式（第二条関係）
六・五センチメートル

六・五センチメートル

九センチメートル

(裏)

<p>改訂国際空港の安全確保に関する緊急措置法 (工物の使用の禁止等)</p> <p>第三條 第三條 6 国土交通大臣は、第一項の禁止命令に係る工物が当該命令に違反して同項各号に掲げる用に供されていると認めるときは、当該工物について封鎖その他の用に供させないために必要な措置を講ずることができる。</p> <p>7 国土交通大臣は、前項の規定により封鎖その他の措置を講じた場合において、その必要がなくなつたときは、速やかに、当該措置を撤除しなければならないこととし、該命令に違反して第一項の禁止命令に係る工物が当該命令に違反して同項各号に掲げる用に供されている場合において、当該工物の現況又は既往の破産活動等にかかわるおそれがあるとして認められることその他の事由により同項の禁止命令の履行を確保することができないと認められるときであつて、第一條の目的を達成するため必要であると認められるときに限り、当該工物を除去することができる。</p> <p>9 国土交通大臣は、第六項又は前項の措置を講じようとするときは、必要な限度において、これらの項の工物の所在する土地並びに当該工物及び土地以外の物件及び土地を使用し、除去その他の処分をし、又はその使用を制限することができる。</p>	<p>10 国土交通大臣は、第六項又は第八項の措置を講じようとする場合において必要があると認めるときは、その現場にある者を退去させることができる。</p> <p>(物件の一時保管等)</p> <p>第五條 第三條第八項の規定は、暴力主義的破壊活動者が規制区域内において所持し、又は使用する物件について準用する。この場合において、同項中「第一項の禁止命令に係る工物」が当該命令に違反して同項各号に掲げる用に供されているとあるのは「物件が第一項各号に掲げる用に供され、又は供されるおそれがある」とし、他の手段によつて同項の禁止命令の履行を確保することができないと認められるときあつて、第一條の目的を達成するために必要であると認められるときは、当該物件を一時保管するに限り、これを「除去する」とあるのは「一時保管する」に読み替へるものとする。</p> <p>(国土交通大臣の権限の行使)</p> <p>第六條 国土交通大臣は、その指定する職員に、第三條第六項、第七項、第八項(第五條第一項において準用する場合を含む)、第九項及び第十項の規定による権限を行使させることができる。</p> <p>2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>
--	---